ＮＯ．146（通号237号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年5月号

（ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても，個々の契約等の状況等が異なれば，解決内容も違ってきます。）

**相談ファイル**

**新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意！**



**≪相談内容≫**

市役所職員を名乗る者から自宅の固定電話に「新型コロナウイルス感染を受け，市ではお子様1人当たり3万円の助成金をお配りしています。つきましては，銀行口座に振込むので口座番号と暗証番号を教えてください。」と電話があった。口座番号等は教えずに電話を切り，被害にはあっていないが，不審だ。

（５０歳代　女性）

消費者庁イラスト集より

**≪アドバイス≫**

市役所職員や金融機関，警察が電話やメールで口座番号や暗証番号を尋ねたり，キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。今回の電話は新型コロナウイルス対策に便乗し，市役所職員になりすました詐欺の可能性が非常に高いことをお伝えししました。また，今後こうした電話がかかってきた場合は，すぐに電話を切るよう助言しました。

１！

**絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり，キャッシュカード等を渡したりしないでください。**

新型コロナウイルス対策に便乗し，市役所職員などを騙り，給付金や助成金の支給を名目に個人情報や口座情報，キャッシュカードを詐取しようとする相談が増加しています。こうした電話がかかってきてもすぐに切り，メールは無視をしてください。



消費者庁イラスト集より

**不審に思った時はすぐに消費者ホットライン（☎１８８）にご相談ください。**

今後，新型コロナウイルスの感染対策に便乗し，給付金の支給を装った詐欺や，布製マスクの送付に便乗した送り付け商法など，新たな手口の悪質商法の被害が予想されます。少しでもおかしいなと感じた時は☎１８８にご相談ください。

外出先で子どものおむつを替える際には，おむつ交換台は欠かせないものですが，おむつ交換台からの子どもの転落事故も発生しています。次の点に注意して転落事故を防ぎましょう。

**子どもをおむつ交換台に乗せている間は，目を離さないようにしましょう。**

子どもをおむつ交換台に乗せる際には，先に替えのおむつを準備し，子どもを交換台から降ろした後に片付けやごみ捨てなどをしましょう。また，備え付けのベルトを必ず利用するなどして転落事故を防止しましょう。

おむつ交換台から転落すると頭部の損傷リスクが高く，大変危険です。転落して頭部を打った場合には，すぐに医療機関を受診しましょう。

**おむつ交換台からの子どもの転落事故に注意**

**生活情報ファイル**

**試してみよう，消費者力！第２回（令和２年度）**

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

Q．未成年者がした契約の取消について述べた次の文のうち適切なものを選びなさい。

１．未成年者取消しができるのは，親権者など法定代理人のみである。

２．結婚予定の恋人がいる未成年者のした契約は取り消すことができない。

３．親からもらったお小遣いで購入したものの売買は取り消すことができる。

４．成人しているなどと積極的に嘘をついて結んだ契約は取り消すことができない。

**くらしのまめちしき**



**フリマアプリのトラブルを防ぐために**

フリマアプリは，インターネット上で個人同士がフリーマーケットのように商品等の売買ができるアプリです。手軽に商品を売買することができ，便利なアプリですが，利用者の増加に伴いトラブルも増加しています。

【事例】

・フリマアプリでカメラを購入する際，条件として商品受取前の出品者評価を求められ応じたところ，商品が届かない。

・フリマアプリで出品・発送したブランドバッグを購入者に模造品だと言われ，商品代金が支払われない。

**フリマサービスを利用した売買は個人間取引に当たります。**

フリマアプリの多くの利用規約ではトラブルが発生した場合，その解決は当事者間で図ることが求められています。取引をする際は，取引相手や商品等について十分に情報収集を行い，トラブルが起きた際のリスクも勘案して，慎重に利用しましょう。

**利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。**

利用規約等で禁止されている行為を相手に持ち掛けられ，応じることでトラブルに巻き込まれることがあります。次のような禁止行為には絶対に応じないようにしましょう。

・出品者が，商品の到着前に購入者に受け取り評価を促すこと。

・購入者が，支払いを行う前に出品者に発送を促すこと

**当事者間の交渉も進まず，運営事業者に相談してもトラブルが解決しない場合は，最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。**

「試してみよう，消費者力！第２回」解答と解説⇒（正解―４）

取消しができるのは，法定代理人と本人である。未成年でも結婚していれば取り消すことができないが，未婚であれば契約を取り消すことができる。お小遣いなど許された範囲内での契約は取り消すことができません。

**発行元：広島県生活センター　(環境県民局　消費生活課)**

〒730-8511　広島市中区基町10-52　県庁農林庁舎1階　℡ 082-513-2730

**●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）**

　　〒73X-XXXX　●●市（町）　●●市役所（町役場）○階　℡ 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は，市町広報紙用原稿として発行していますが，チラシ（A４判）としても使用できます。